平成２５年（フ）第１９９号
東京都立川市柴崎町１丁目13番19号
債務者　高柳　雅代
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８２号
横浜市磯子区上中里町702番地
債務者　小澤　裕子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７５号
横浜市港南区上永谷３丁目８番７号　大野荘
債務者　添田ハル子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７６号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―201号
債務者　渡邉　貞行
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１９７３４号
東京都台東区上野５丁目25番11号　大和上野ビル
破産者　株式会社全国宝石学協会
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２２３号
千葉県我孫子市我孫子２―４―510、開始決定時の住所千葉県習志野市谷津６―７―２―902
破産者　嶋田　　彰
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５４１号
東京都練馬区豊玉北１丁目１―８―207
破産者　上別府　仁
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７７１号
名古屋市西区山木２丁目77番地
破産者　有限会社ウエストエンド
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７２号
愛知県海部郡蟹江町須成西３丁目68番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中村区二ツ橋町３丁目42番地
破産者　トーシン通信株式会社
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０９号
岡山県和気郡和気町田原上1050番地
破産者　新田　真数
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８号
鹿児島県鹿屋市新生町24番４号、住民票上の住所千葉県四街道市旭ケ丘５丁目７番２号
破産者　中川　能次
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
群馬県伊勢崎市波志江町3658番地８
破産者　浜田運送株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
最後の住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目10番20号
破産者　亡大濱美代子相続財産
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３４７号
京都府宇治市木幡南山畑36番地20
破産者　京都ポーレン株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
岡山市北区御津宇垣1532番地　ベントルナータＢ103、旧住所岡山市北区建部町宮地422番地
破産者　市川登志栄
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４０号
高知県吾川郡いの町中追2021番地
破産者　株式会社隅田建設
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１６号
長崎県雲仙市国見町土黒己134番地
破産者　本多　克己
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
岩手県遠野市宮守町下宮守７地割54番地、旧住所岩手県花巻市本館２丁目３番地６
破産者　水原　高志
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部